

大阪狭山市の認知症施策について

令和5年（2023年） 8月26日（土）

大阪狭山市 健康福祉部 高齢介護グループ

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (概要)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら

「共生」と「予防」※1を車の両輪として施策を推進

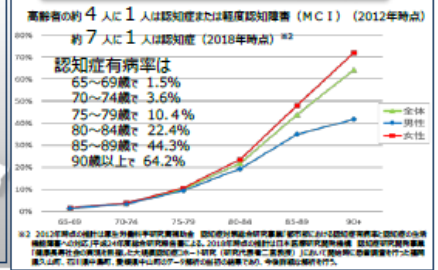
※1「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

世界の認知症戦略 世界各国において、政府による認知症戦略策定が進展

英国 ○国家認知症戦略 ・2009年に国家認知症を5カ年計画として発表。2015・2011年に国家アルツハイマー計画が署名され、年に2020年までの新たな戦略を発表。	米国 ○国家アルツハイマー計画に基づく計画 ・2011年に国家アルツハイマー計画が署名され、2012年に同法に基づく計画を発表。
フランス ○神経変性疾患に関する国家計画 ・2009年に認知症国家戦略を策定。2014年から神経変性疾患全般に関する新たな戦略として策定。	オーストラリア ○認知症に関する国家構想 ・2005年に認知症に関する国家構想を策定。現在は2015年から2019年までの計画期間中

上記のほか、韓国、インドネシアなどアジア各国でも国家戦略の策定などの取組が進められている。

我が国の認知症有病率等について



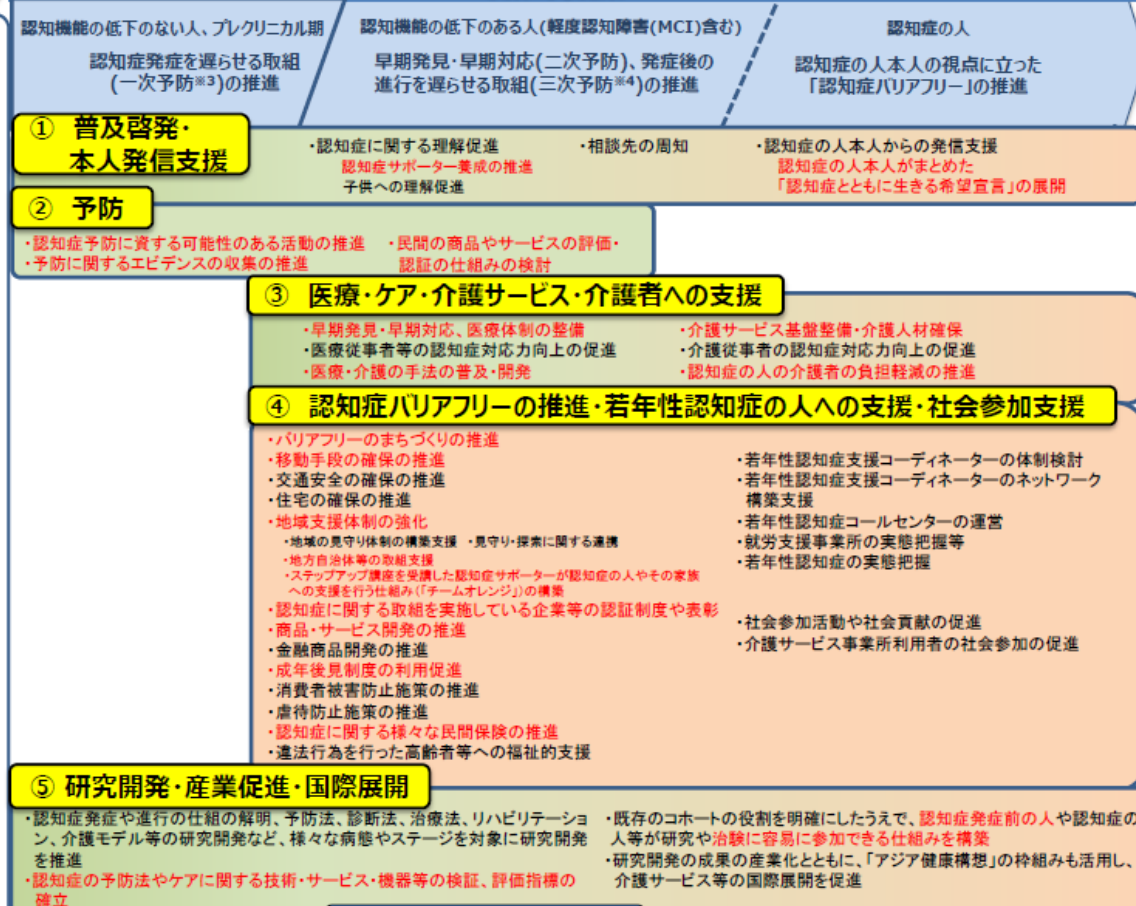
コンセプト

○認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。

○生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。

○運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法、診断法、治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策



目指すべき社会

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会

主なKPI/目標

- ① 普及啓発・本人発信支援**
 - 企業・地域型の認知症サポーター養成数400万人
 認知症サポーター養成数1200万人(2020年度)
 - 世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催
 - 広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村100%
 - 認知症の相談窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加
 - 認知症本人大使(希望者書大使(仮称))の創設
 - 全都道府県においてキャラバン・メイト大使(仮称)の設置
 - 全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施
- ② 予防**
 - 介護予防に資する適切な場への参加率を8%程度に高める
 - 認知症予防に関する事例集・取組の実践に向けたガイドラインの作成
 - 認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成
 - 介護保険総合データベースやOHASEIによりデータを収集・分析し、科学的に自立支援や認知症予防等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援**
 - 認知症初期集中支援チームにおける医療・介護サービスにつながった者の割合85%
 - 市町村における「認知症ケアパス」作成率100%
 - BPSD予防に関するガイドラインや治療指針の作成、周知
 - BPSD予防のための、家族・介護者対象のオンライン教育プログラムの開発、効果検証
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
社会参加支援**
 - 全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備
 - 認知症バリアフリー宣言書、認証制度応募件数、認証件数(認知症バリアフリー宣言書、認証制度の仕組みの検討結果を踏まえて検討)
 - 本人の意見を踏まえた商品サービスの登録件数(本人の意見を踏まえた開発された商品・サービスの登録制度に関する検討結果を踏まえて取組)
 - 預金取扱金融機関(*)の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済との金融機関の個人預金残高の割合 50%以上(2021年度末)
 - *ネットバンク等の店頭窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び事業、業務利用組合に係る個人預金残高に占める割合
 - 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 ・中核機関(権利保護センター等を含む、以下同じ)を指定した市区町村数 全174市区町村
 ・中核機関においてバリエーションによる成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全174市区町村
 ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 300市区町村
 ・中核機関において後見人候補者推薦・専門職の見守り等による相談や支援を実施している市区町村数 200市区町村
 ・中核機関の全額を指定した市区町村数 全174市区町村
 ・中核機関に指定した市区町村数 全174市区町村
 ・国等が委託した中核機関職員や市区町村職員等の数 2500人
 ・後見人等向けの家庭決意支援研修が実施される都道府県数 全47都道府県
 - 人口5万人以上の全ての市町村において、消費者安全確保地域協議会の設置
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開**
 - 認知症のバイオマーカーの開発・確立(POC取得3件以上)
 - 認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立
 - 日本の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
 - 薬理治療に即対応できるコホートを構築

認知症の人や家族の視点を重視

上記1～5の施策は、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、立案及び推進する。

赤字:新規・拡充施策

期間: 2025年まで

※3 認知症の発症遅延や発症リスク低減 ※4 重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画から抜粋

(令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間の計画期間)

認知症支援対策の強化

【現状と課題】

- 本市では、認知症に対する社会的な理解を促すとともに、必要な支援が受けられるよう、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護の連携を図り、若年性認知症を含む認知症高齢者等への支援を実施しています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「知っている」人の割合が19.3%、「知らない」人の割合が78.7%となっています。
- 認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人・家族はもちろんのこと、地域住民が認知症を正しく理解し、誰もがなりうる問題と捉えることが重要であり、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。

(1) 認知症の早期発見・早期対応の体制の充実

高齢化が進み、認知症高齢者が増えることが予想される中、住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期発見・早期治療が重要です。そのためには、適切な支援につなげるための地域での見守りや相談体制等の整備・強化に取り組みます。

【 主な取組み 】

取組み名	取組み概要
地域住民による見守り	<p>認知症の人の介護を家族だけで行うことの負担は大きく、近隣を含む地域全体の見守りの中で、認知症の人とその家族を支える環境づくりが重要です。このため、認知症の人とその家族を地域で支えるという意識の醸成に努めるとともに、地域住民による見守り・支え合いの機能を強化し、地域ぐるみでの認知症支援のための体制づくりを推進します。</p> <p>また、「<u>高齢者SOSネットワーク事業</u>」の登録者が道に迷った際や家に帰れなくなった際の早期発見、保護された際の身元確認等に活用できる、令和元年度（2019年度）に発行を開始した「<u>さやりんおれんじカード</u>」の周知に努めます。</p>
身近な場所での相談支援体制の充実	<p>認知症の早期発見と対応ができるよう、認知症の人や家族、地域の住民や介護の専門職など誰もが交流・相談できる「<u>さやりんおれんじカフェ</u>」を通じ、地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会を整備・充実します。</p>
かかりつけ医等関係機関との連携	<p>かかりつけ医など、保健・医療・福祉・介護の関係者の連携のもと、認知症への気づきから相談、そして症状や状態に応じた適切なサービスに円滑につないでいける支援体制の構築を図ります。</p>
認知症初期集中支援チームによる支援の充実	<p>複数の専門職で構成される「<u>認知症初期集中支援チーム</u>」が、認知症の疑いのある人や認知症の人とその家族に対し、早期からの家庭訪問等を通じ、本人へのアセスメントや家族への支援等を行い、自立した生活を送ることができるよう支援します。</p>
通いの場等における相談体制の充実	<p>高齢者等が身近に通うことのできる「<u>通いの場</u>」等の拡充や、通いの場等において保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職による健康相談等を実施することで、認知症予防につなげます。</p>

2) 認知症支援体制の強化

認知症に対する総合的な支援体制を整備するため、地域包括支援センターを中心に介護と医療の連携の強化を推進し、認知症の人を対象とする福祉サービスによる生活の支援、情報提供体制の充実を図るとともに、介護者家族の負担軽減のための支援に取り組みます。

【主な取組み】

取組み名	取組み概要
地域包括支援センターの調整機能を生かした支援の推進	介護と医療の連携など、地域の社会資源を活用した認知症に対する総合的な支援体制の整備について、地域包括支援センターがもつ調整機能を生かしながら取り組みます。
認知症地域支援推進員による支援の推進	医療と介護の連携による支援を行うため、地域においては、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と、認知症患者医療センター（大阪さやま病院）が連携し認知症ケア体制を推進します。
地域密着型サービスの充実	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）など認知症の人を対象とした地域密着型サービスの質の向上を図り、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう支援します。
家族に対する支援の充実	徘徊高齢者家族支援サービスなど認知症の人の安全確保を図るサービスを充実し、介護者家族が安心して住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう支援体制を強化します。また、介護者家族の心身のリフレッシュや、介護者家族者同士の交流・情報交換の機会を継続して行えるように介護者家族を支援し、負担軽減を図ります。 また、認知症高齢者等を対象とした個人賠償責任保険に大阪狭山市が契約者として加入することにより、認知症の本人や家族が生活するうえででの不安の軽減を図る、令和2年度（2020年度）に開始した「大阪狭山市認知症高齢者に対する賠償責任及び傷害保険事業」への加入を促進します。
認知症ケアの質の向上	①関係機関の連携強化による認知症ケアの質の向上 認知症患者医療センター（大阪さやま病院）と連携し、地域包括支援センターや認知症に関わる専門職等に対する研修を充実し、認知症ケアの質の向上を図ります。 また、地域包括支援センターと医療機関、介護サービス事業所並びに地域の連携を推進し、認知症の人ができるだけ在宅で、医療と介護との連携による適切なサービスを受けながら生活できるよう、ケア体制の充実に努めます。 ②認知症ケアパスの普及・啓発 令和2年度（2020年度）、認知症の人の生活機能障がいへの進行に合わせ、「いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」、具体的な機関名やケアの内容等を掲載している「認知症ケアパス」の改訂を行いました。認知症の人の意思を尊重し、また認知症の人の気持ちに寄り添いながら、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するために必要な情報をよりわかりやすく明確に提供するとともに、市民に広く活用してもらえよう普及・啓発に努めます。

(3) 認知症に関する知識の普及・啓発の充実

認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を支援する体制を整備するため、認知症に関する知識の普及・啓発、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを養成し、活躍の場を広げる仕組みづくりを行います。

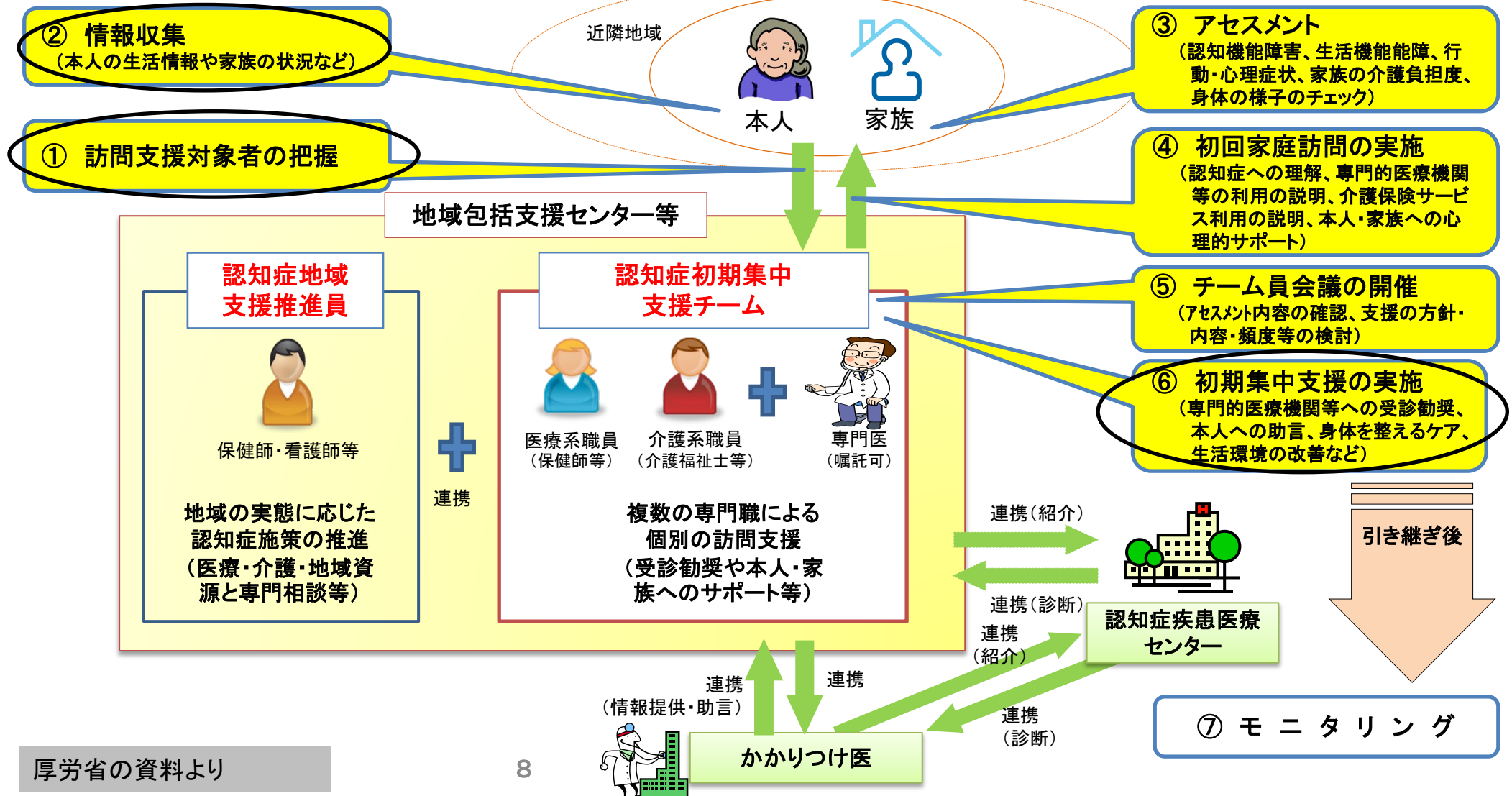
【 主な取組み 】

取組み名	取組み概要
認知症に関する知識の普及・啓発	地域住民が若年性認知症をはじめとした認知症の人に対し適切な対応をとることができるよう、様々な機会を活用し、認知症に関する知識の普及・啓発、理解促進を図ります。
キャラバン・メイトの養成及び資質向上	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを必要に応じて養成するとともに、資質向上のためのフォローアップ体制を強化し、認知症サポーター養成講座の実施や関係機関との連携、協力体制づくりなど地域のリーダー役として活動できるような体制の整備に努めます。
認知症サポーターの養成	<p>キャラバン・メイトと連携し、認知症の人に対する地域の見守り・理解者として「<u>認知症サポーター</u>」を養成するとともに、地域住民だけでなく市内の企業や学校等へも認知症サポーター養成講座の受講を促進し、さらなる普及・啓発に努めます。</p> <p>また、個々のサポーターがそれぞれ活躍できる場や体制づくりをめざすため、認知症の人や介護者家族の負担を軽減できる担い手として「<u>おおさかさやまおれんじパートナー</u>」を養成します。</p>

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- **認知症初期集中支援チーム** – 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- **認知症地域支援推進員** – 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



認知症初期集中支援チームの概要

【認知症初期集中支援チームとは】

複数の専門職が家族の相談などにより認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、アセスメントし、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

【チームのメンバー】

- 医療職と介護職の専門職
- 専門医



【チームの設置場所】
大阪狭山市地域包括支援センター



愛称は
「さやりん
おれんじチーム」

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人とする。

◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

認知症疾患医療センター

認知症疾患の鑑別診断のための人員・検査体制を有しており、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期治療を行える一般病床と精神病床を有する病院またはいずれかにおいて他の保健医療機関と連携体制がとれている病院で、都道府県・政令指定都市が指定する病院に設置しています。

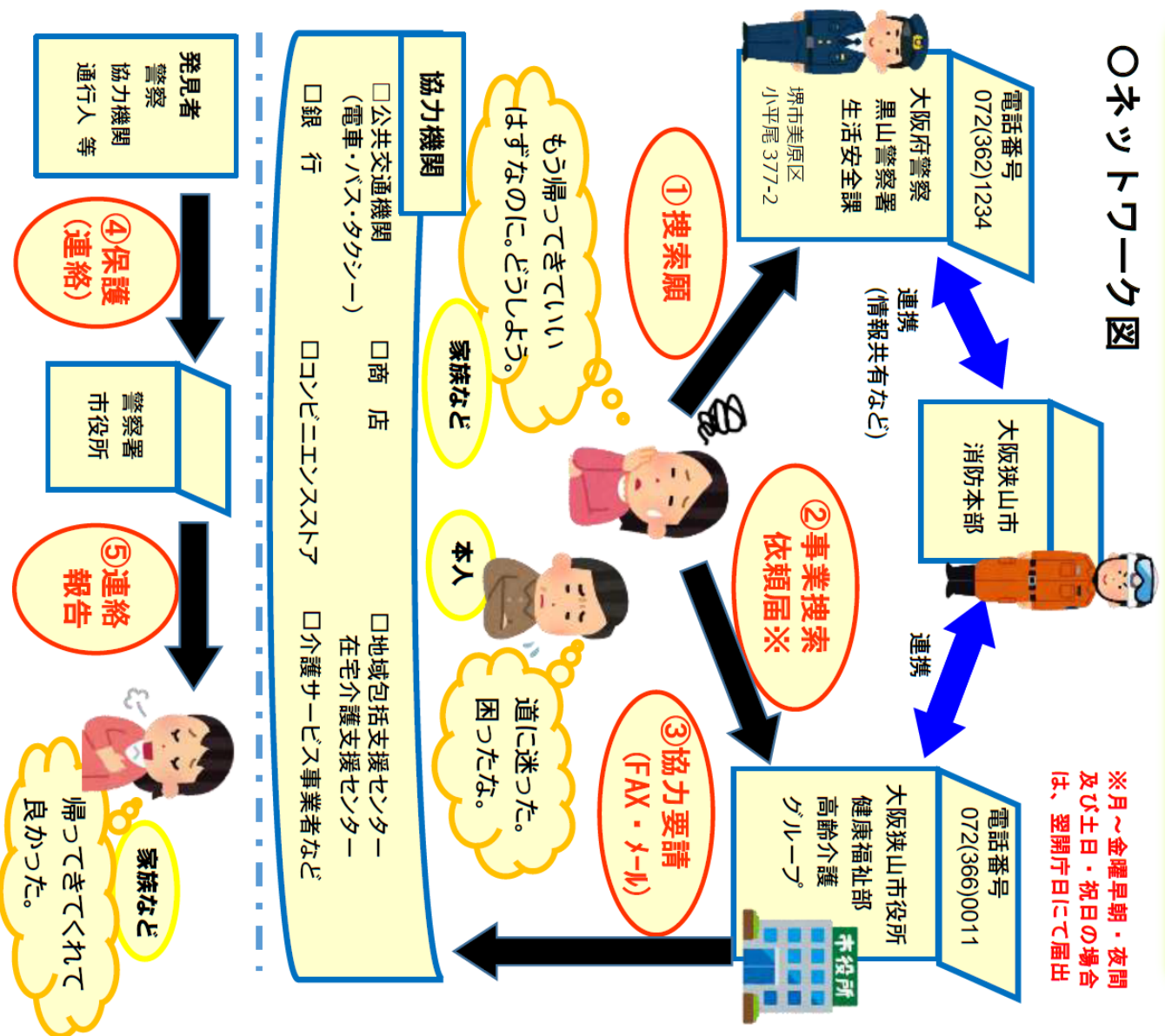
認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行っています。

病院名	電話番号	所在地	最寄り駅	地域区分
(社医) 北斗会 さわ病院	0120-004-142 FAX 06-6863-2007	〒561-0803 豊中市城山町1-9-1	阪急宝塚線/服部または曾根	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
(特医) 大阪精神医学研究所 新阿武山病院	072-693-1892 FAX 072-693-3029	〒569-1041 高槻市奈佐原4-10-1	JR京都線/摂津富田	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
(特医) 三上会 総合病院 東香里病院	072-853-0540 FAX 072-853-0505	〒573-0075 枚方市東香里 1-24-34	京阪本線/香里園または枚方市、京阪交野線/交野市	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
(医) 清心会 八尾こころのホスピタル	0120-977-341 FAX 072-949-2331	〒581-0025 八尾市天王寺屋6-59	JR大和路線/志紀	東大阪市、八尾市、柏原市
(医) 六三会 大阪さやま病院	072-365-1875 FAX 072-367-3020	〒589-0032 大阪狭山市岩室3-216-1	南海高野線/金剛	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
(医) 河崎会 水間病院	072-446-8102 FAX 072-446-5451	〒597-0104 貝塚市水間51	水間鉄道/水間	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
(社医) 北斗会 ほくとクリニック病院	06-6554-9707 FAX 06-6554-3199	〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1-18-7	JR環状線または地・長堀鶴見緑地線/大正	大阪市
大阪市立 弘済院附属病院	06-6871-8073 FAX 06-4863-5351	〒565-0874 吹田市古江台6-2-1	大阪モノレールまたは阪急千里線/山田	
大阪市立大学 医学部附属病院	06-6645-2896 FAX 06-6636-3539	〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	地下鉄・JR/天王寺または近鉄南大阪線/大阪阿部野橋	
(公財) 浅香山病院	072-222-9414 FAX 072-222-9109	〒590-0018 堺市堺区今池町3丁3-16	南海高野線/浅香山またはJR阪和線/浅香	堺市
(医) 杏和会 阪南病院	072-278-0233 FAX 072-281-6615	〒599-8263 堺市中区八田南之町277	JR阪和線/津久野または泉北高速/深井、泉ヶ丘	

大阪狭山市高齢者SOSネットワーク事業の流れ

認知機能の低下により、住み慣れた場所でも自身の居場所がどこなのか、わからなくなり、道に迷ってしまうことがあります。そのような場合に少しでも早くご自宅に戻ることでできるような体制を整備しています。ただし、高齢介護グループでの登録が必要です。

○ネットワーク図



※月～金曜早朝・夜間
及び土日・祝日の場合
は、翌開庁日にて届出

大阪狭山市高齢者 SOS ネットワーク さやりんおれんじカード

さやりんおれんじカードとは…

高齢者 SOS ネットワークに事前登録している方が外出時に携帯することで、困っているときに周りの方に助けをもらうためのカードです。登録者が道に迷った際や家に帰れなくなった際の早期発見、保護された際の身元確認等に活用します。

街中等で困っている方がさやりんおれんじカードを提示された場合は、記載の連絡先にご連絡ください。

(表面)


さやりん おれんじカード No. _____

このカードをお持ちの方がお困りの場合は下記に連絡し、ご本人の氏名や特徴をお知らせください。

大阪狭山市役所 健康福祉部 高齢介護グループ
☎072-366-0011 (代表)

※土日祝日・夜間の場合 黒山警察署生活安全課
☎072-362-1234 (代表)

発行：大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ



(裏面)

○わたしの連絡先 (任意記入)

氏 名： _____ / 旧姓： _____

住 所： 大阪狭山市 _____

電話番号： 自 宅 _____

家族携帯 _____

「さやりんおれんじカード」はSOSネットワーク事業に登録した方が外出の際に困りごとが発生した場合に使用するものです。

※ 右上のNo欄に登録者番号を記載しています。
緊急連絡の際は、この番号と困っている方の氏名や特徴等を伝えてください。

※ 登録者の連絡先は任意記入です。

緊急時の連絡先

大阪狭山市役所 高齢介護グループ
黒山警察署 生活安全課

TEL:072-366-0011
TEL:072-362-1234

大阪狭山市認知症高齢者等個人賠償責任及び傷害保険事業を開始します

認知症高齢者等個人賠償責任及び傷害保険事業とは…

大阪狭山市が契約者として賠償責任保険及び傷害保険に加入することで、認知症高齢者(被保険者)が日常生活で起きた偶然な事故等により損害賠償責任を負う場合などに保険金の支払いを受けることができます。
被保険者の自己負担はありません。

【補償内容】

■賠償責任保険・・・日常生活で他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりしたことで等により、法律上の賠償責任を負う場合に保険金が支払われます。

○補償額：1回の事故について、最高1億円

■傷害保険・・・交通事故等によるけがで本人が死亡もしくは後遺障害が生じた場合に保険金が支払われます。

○補償額：死亡 50万円

後遺障害 後遺障害の程度に応じて2万円～50万円

■見舞金補償・・・日常生活に起因する偶然な事故で他人にけがをさせ、けがをされた方がその事故の直接の結果として死亡した場合に見舞金が支払われます。
(賠償責任の有無は問いません。)

○補償額：15万円

【対象者】

高齢者 SOS ネットワークに事前登録する人のうち、主治医意見書の認知症高齢者自立度がIIa以上の人

【その他】

事故が発生した場合は、大阪狭山市高齢介護グループに連絡してください。
保険期間は市に届け出をした日を始期とし、市が保険事業者と契約する期間の終期までとします。その後は1年ごとに更新となります。

【お問い合わせ】

大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ

TEL：072-366-0011



「さやりんおれんじカフェ（認知症カフェ）」

認知症の人や家族、地域の人や関係職員など、誰でも気軽に集まり、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場です。

各開催場所の日程等は変更される場合があります、広報おおさかさやまでご確認ください。



【さやりんおれんじカフェ開催場所一覧】

地図番号	名称	開催場所	問い合わせ先	開催日時	備考
1	げんきカフェ	居宅介護支援・福祉用具・住宅改修 げんき館 茱萸木 3-254-2	366-6535	第2水曜日 14時～ 16時30分	お茶代：100円 みんなで楽しくおしゃべりをしています。また脳トレや合唱などで楽しみながら頭を使います。
2	さくらあつたかカフェ	介護複合施設 さくらの杜半田 半田 3-471-1	288-4381	第2日曜日 14時～ 16時 ※8月のみ 第3日曜日	お茶代：100円 老後の生き方・暮らし方懇談会として『老い』について話し合っています。
3	カフェ おもちゃ館	リハビリデイサービス おもちゃ館 西山台6-16-5	365-6688	第3土曜日 14時～ 16時	お茶代：100円 アロマオイルを使ったハンドマッサージや型染め、元気維持体操などを行っています。
4	くみのきカフェ	特別養護老人ホーム くみのき苑 東茱萸木 4-1977	368-2772	毎週 月～金曜日 14時～ 16時	お茶代：100円 事前申込制（※開催時間内であれば、直接お越し頂いても大丈夫です。）
5	カフェ しょう笑	デイサービス 笑 狭山 大野台 7-11-10	320-8268	第1日曜日 第3日曜日 10時～ 14時	お茶代：100円 モーニング：300円 来れば笑いがある。 来れば笑顔になるカフェです。『笑歌』を一緒に歌いましょう。
6	里カフェ	介護老人保健施設 さやまの里 岩室 2-185-11	365-5878	第2木曜日 第4木曜日 13時～ 16時 祝日も開催	お茶代：100円 介護老人保健施設ならではの多彩な専門職がコミュニケーションの場を提供します。

認知症サポーター養成事業

●目的

認知症の人と家族を支援する認知症サポーターを養成することで、認知症に関する正しい知識の普及と認知症の人と家族が安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。

●背景

認知症は老後の最大の不安であり、超高齢化を迎えようとするに日本にとっては最重要課題のひとつとなります。認知症は誰にも起こりうる脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれています。今後、高齢化が進み、認知症の人が今後20年で倍増することが予測されています。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果まわりの人との関係が損なわれることもしばしば見られ、家族が疲れ切って共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば、地域の支えあいによって穏やかに暮らしていくことが可能になります。

●市の取り組み

大阪狭山市では平成18年度から認知症サポーターの養成に取り組んでいます。健康で安心して暮らし続けられる思いやりのあるまちづくりの一環として平成23年度からは新たに市内の小学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターをたくさん養成しています。

●認知症サポーターとは

★『認知症サポーター』とは何か特別なことをする人ではなく、講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。

友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努めること、隣人あるいは商店、交通機関等、まちで働く人としてできる範囲で手助けをするなど、活動内容は人それぞれになります。

★認知症サポーターは『認知症サポーター養成講座』を受講することで認知症サポーターになれます。

●認知症サポーター養成講座とは

講座では『認知症ってどんな病気？』『どうやって関わったらいいの？』『私たちにできることは？』といった内容をわかりやすくお話します。

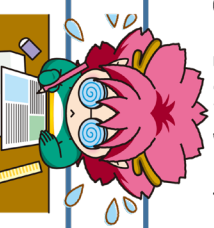
認知症サポーター養成講座を受講しませんか？

大阪狭山市では、認知症に関する正しい知識の普及と認知症の人と家族が安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指して、認知症の人と家族を支援する『認知症サポーター養成講座』を実施しています。

認知症サポーターとは

認知症サポーター養成講座を受講した人で認知症の正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」です。

「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症の人や家族を見守ることがスタートです。そこから自分達にできることを少しずつ実践していく人のことです。



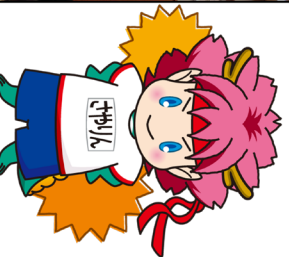
養成講座について

『認知症ってどんな病気？』『どうやって関わったらいいの？』『私たちにできることは？』といった内容をわかりやすくお話しします。

受講時間：90分程度

受講の対象者：大阪狭山市内在住・在勤・通学している方で、5名以上のグループ・団体

認知症について一緒に考え、認知症の人やその家族の方を支える応援者になって、みんなが安心して暮らせるまちをつくるために『認知症サポーター養成講座』を受けてみませんか!! お問い合わせは、大阪狭山市地域包括支援センター（072-368-9922）まで！



認知症サポーター養成講座受講者数

(人数)

	平成18年度 ～平成30年 度まで	平成31年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	合計
受講者数	8, 507	527	221	581	362	9, 892



◎地域の方が、認知症を正しく理解し、認知症になっても、その人らしく、尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり。

◎認知症の方を早期に気付くことのできる地域づくり。